

## 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要領

### (1) 事業の目的

平成 29 年度に会計監査人の設置義務対象法人とならない「収益 10 億円超程度」の社会福祉法人において、会計監査をモデル的に実施することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理し、関係者に対して、これらを広く周知することを目的とする。

(参考) 社会福祉法人における会計監査人の導入

平成 29 年度、30 年度は収益 30 億円超(負債 60 億円超)、平成 31 年度、32 年度は収益 20 億円超(負債 40 億円超)。平成 33 年度は収益 10 億円超(負債 20 億円超)。ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、平成 28 年度決算において、収益 30 億円以下かつ負債 60 億円以下の社会福祉法人とする。

なお、本事業の採択に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 予備調査を実施済みであり、会計監査契約の相手方(監査法人・公認会計士)が決定している社会福祉法人を優先的に対象とする。
- ② 前年度の収益 10 億円超である社会福祉法人のうち、収益 10 億円に近い法人を優先的に対象とする(20 法人程度)。

また、前年度の収益 20 億円超である社会福祉法人のうち、収益 20 億円に近い法人についても、5 法人程度を優先的に対象とする。

### (3) 事業内容

平成 29 年度において、法令上、会計監査人の設置義務対象とならない社会福祉法人のうち、収益 10 億円超程度の法人を中心に公認会計士又は監査法人による会計監査<sup>※</sup>をモデル的に実施し、社会福祉法人及び会計監査実施者から、会計監査の実施に当たっての課題・メリット等の報告を受けるものとする。

※ 定款の定めにより会計監査人を設置して実施する会計監査のほか、会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。)を含む。

#### (4) 国庫補助基準額

1 の社会福祉法人当たり 200 万円の範囲内とする。

なお、200 万円の範囲内で国庫補助の対象となるのは、平成 29 年度中に支出した経費とすること（予備調査に係る経費も同様とする。）。

#### (5) その他

- ① 本事業の実績については、別紙様式及び別に定める報告書類を作成の上、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の実績報告に併せて、厚生労働省へ提出すること。  
また、社会福祉法第 45 条の 19 第 1 項に規定する会計監査報告（「独立監査人の監査報告書」）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（「監査実施概要及び監査結果の説明書」）の写しについても、後日、厚生労働省に提出すること。
- ② 本事業の実施に係る補助金の交付は、都道府県、指定都市、中核市を通じて間接補助を行うものとする。
- ③ 厚生労働省は、社会福祉法人に設置される会計監査人の在り方について検討を行うため、本事業の実施主体に対して、本事業の実施状況に関する調査・ヒアリング等を行うことができるものとする。

(別紙様式)

社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書

1. 社会福祉法人名

〇〇〇福祉会

2. 会計監査実施者名

〇〇〇監査法人

3. 会計監査契約期間

平成 29 年〇月〇日～平成 30 年〇月〇日

4. 費用（うち補助対象額）

	費用	うち補助対象額
予備調査	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円
会計監査（監査報酬）	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円
合計	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円

5. 会計監査の導入に当たっての課題・メリット

※ 項目については、適宜追加すること。

(1) 社会福祉法人記入分

課題		メリット	
項目	記載欄	項目	記載欄
費用負担について		財務情報の信頼性の向上について	
事務処理体制について		ガバナンスの強化について	
公認会計士又は監査法人とのコミュニケーションについて		経営力強化について	
		経営課題の解決に	

		ついて	
		不正の防止等につ いて	
		効率的な経営につ いて	

(2) 会計監査実施者記入分

課題		メリット	
項目	記載欄	項目	記載欄
費用負担について		財務情報の信頼性 の向上について	
事務処理体制につ いて		ガバナンスの強化 について	
法人とのコミュニケーション について		経営力強化につい て	
		経営課題の解決に ついて	
		不正の防止等につ いて	
		効率的な経営につ いて	